

西海市教育委員会（令和6年第9回定例会）会議録

期 日：令和6年9月26日（木） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 健悟、森下 直也

（書記） 副参事 長岡 竜児

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 尾畑 幸二

社会教育課 課長 尾崎 淳也

課長補佐 白濱 義晴、大石 克也

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第9回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

西海市校長会役員会・西海市教育委員会合同会議

令和6年度西海市総合防災訓練

市議会定例会

令和6年度大崎高等学校体育祭

第20回西海市七釜鍾乳洞ロードレース大会実行委員会

ふるさと敬老会

西海市民生委員推薦会

5. 議事

日程第1「議案第69号 西海市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第1「議案第69号 西海市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第69号 西海奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市奨学資金貸付制度において、運用上の見直しを行うため、当該規則における所要の改正をしようとするものです。

2ページを開いていただいでよろしいでしょうか。2ページが改正規則の案になります。改正内容につきましては新旧対照表ですね、5ページ以降の新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。まず、第7条第2項「決定を受けた日から10日以内に」という期限の設定をしていたところを「遅滞なく」という形で改正をしたいと思います。あわせて様式第1号につきましては、改正箇所が多岐にわたるのですが、例えば、奨学生の携帯電話を記載していただく欄を設けたり、あるいは、貸付期間を明確に記載していただくような見直しをしたり、あるいは、貸付額について、奨学資金、入学一時金を明確に区分するのとあわせて、奨学資金の区分ですね、規則の第3条の「どの号を適用した金額なのか」というところを明確にするような形の見直しを図っているところです。

今、申し上げているところにつきましては8ページ、改正のポイントとしてまとめておりますので、あわせてご覧になっていただきたいと思いますと思うのですが、ポイント1といたしまして今回の改正の主な理由ですが、奨学資金制度において、誓約書兼同意書様式第4号の提出期限を10日以内としておりましたが、以前と比べて、郵便物の到着に時間を要するなど、影響が出てきている状況がございます。それを改修するために遅滞なくというふうな形の改正を行うということです。あわせて奨学生願書につきましても、携帯電話記入欄や貸付期間記入欄を設けるなど、内容を明確化するという事で、改善を図りたいというふうな形で考えております。

この改正規則につきましては、本年10月1日から施行する予定になっております。提案理由につきましては、以上でございます。

○教育長

議案第69号の説明がありました。質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

はい。まず、理由については分かりますし、介護保険の保険証もですね、郵便事情で本当にずれ込んでいる状況で、こういったところ仕方がないかなと思うのですが、ただ、この「遅滞なく」というのが捉え方によって、1年以内でも遅滞なくって思う人もいられるかもしれませんし、その辺のところをいうと、例えば「1か月以内に」とか、明確な期日を設

けたほうがいいのかなど感じたのですが。

○教育総務課長

はい。ご意見ありがとうございます。そこにつきましては、いろいろ話を協議する中で、日にちを明確にしてしまうと、なかなか厳しい面も出てくるかなということで、少しこうぼかした期間を設定して、本人宛に送る決定通知にはですね、そういう形で、いつを目途にというのは明記をして、送付をさせていただきたいと考えております。

○教育長

送付する文書には何日以内って書いて送るということですね。

○北島委員

はい。この言葉を今の状況で変えることはできないので、私もBプランとしてはそれを考えておまして、ぜひ、通知の中には明確な期限をお願いできればなというふうに思ったところです。

ちょっと、もう1点教えていただきたいのですが、この直前まで、西海市の奨学生の選考委員会があったところですが、この奨学制度自体に、返還免除というのがあるかと思えます。5年間ですかね、卒業後5年間西海市在住ということであれば、返還免除ということが決定できるということでしょうが、やはり今後、人口減少ということも考えて、こうした施策は定住促進とかということも含めて、必要なかなと思っております。返還免除となったような、件数とか割合とか、その辺のところをどのように分析されているのかなというところをちょっとお聞かせください。

○教育総務課長

現在、返還免除の制度を導入してから、適用を受けた方が3人おります。3人おまして、そのうち2人は1年、1人は2年間、1人は1年間免除を受けていたけれども、免除を受けている途中で市外のほうに転出をされまして、また、返還をするような形になっております。1名については、そのまま引き続き、市内のほうに定住していただいているような状況になっております。

○教育長

北島委員、どうぞ。

○北島委員

はい。思った以上に少ないなという感想でありますし、強制する話ではないですからね。ただ、こういった教育の機会を支援する中で、西海市が良いところで住みやすいところだということですね、ほかの施策とも相まって、定住促進に繋がればいいかなと思っております。よろしくお祈りします。

○教育次長

はい、先ほどの北島委員からの定住促進については、人口減少対策の部分になるのかな

と思うのですけれども、これにつきましては、奨学資金制度の見直しということで、本年6月の定例市議会においても一般質問を受けております。今の要件といたしましては、卒業後、最終学校を卒業してから引き続き市内に5年間定住しなければならないという要件があります。例えば、学校を卒業して市外に一旦は住まれて、西海市に戻ってきた方はどうなるのかというところを、その部分については、やはりその定住促進をするうえでは、やはり、その奨学資金の免除について検討すべきではないのかというご質問を受けたところです。これについては前向きに、要は定住促進という部分もありますので、実際の制度内容をですね、もう少し検討しなければならないというふうにも認識しております。これについては条例改正等も必要になってきますので、おおよその方向性が出た段階で、やはり、こういった形でということで、ご紹介をする機会があるのではないのかなというふう考えているところです。

○教育長

他に質疑はございませんか。谷口委員、どうぞ。

○谷口委員

これも私も十分承知していないので、お尋ねですけど、返還制度があるということで、大体、返還はきちんとされておられるという状況でしょうか。それとも、なかなかこうお願ひしますって言っても、それができない状況の方もおられるのか、その辺りの状況を、もしよろしければお聞かせ頂きたいです。

○教育総務課長、

はい、返還につきましてはですね、現年度100%返還していただいております。過去に1名ですね、滞納されている方がいますけども、その方についても、いま分割ですと返還をしていただいている状況です。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第69号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第69号 西海市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第70号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第2「議案第70号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第70号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、長崎県の最低賃金が引上げられたことに伴い、西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則中、時間額について所要の改正をしようとするものです。

まずは4ページ、改正のポイントをご覧になっていただいでよろしいでしょうか。今回の改正の主な内容ですが、ポイント1としてまとめております。長崎県の最低賃金が時間額898円から55円引上げられ、時間額953円に改正されることに伴い、最低賃金を下回る通学支援員及び学校図書館運営補助員並びにスクールガードリーダーの報酬額の改正を行うものです。本規則の施行時期ですが、令和6年10月1日から施行をし、令和6年10月分として支給される報酬から適用する予定にしております。

続いて2ページをご覧になっていただきたいと思えます。2ページが本改正規則案になります。別表に時間額等の規定がございますが、そのうち通学支援員、学校図書館運営補助員、スクールガードリーダーの時間額について、記載のとおり改正を行うものです。3ページには新旧対照表を掲載しております。先ほども申し上げたとおり、別表にそれぞれの職種又は職名と単位、そして報酬額をまとめております。このうち通学支援員、学校図書館運営補助員、スクールガードリーダーは、旧報酬額において最低賃金を下回っている部分の改正のみということで、今回は整理をさせていただいているところです。

これにつきましては、市の会計年度任用職員につきましても、先ほど説明したように最低賃金を下回る部分のみの改正ということになっております。提案理由としては以上でございます。

○教育長

議案第70号の説明がありましたが、質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

すいません。その引上げの根拠についてお聞きしたいところです。今回は、全国の引上げ目安を上回る55円という引上げがなされました。これは雇用者に対しては、非常に良いことなのですが、中小企業も含め、非常に今後、人件費の圧迫ということが経営を厳しくするという実態もあります。そういった中で、税金公金をです投入する、任用職員さんに対して、この引上げっていうのが、例えば955円という選択もあったと思うのです

けども 960 円であった根拠ってというのは何なのでしょう。

○教育総務課長

はい、ただいまのご質問ですけども、市長部局の方で、市の時間単価は最低賃金を 960 円に設定するというので決定がなされておまして、それに合わせております。この 960 円にした理由というのは、ちょっと私どもで即答ができませんので、人事のほうに確認をしてから後ほど回答させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○教育長

では、後ほどということで。

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

討論というよりも意見にはなると思うのですが、これは今言われたように市長部局の方での決定ということで、単純に覆すこともできないとは思いますが、ただ、民間的には私が申し上げたような感覚でありますし、また、税金というところも考えたときに、相当のやはり、引上げ額に伴っての人件費の増というのは考えられるわけですね。やっぱりそういったところも、今後も引き続き、この最賃についての引上げってというのは、傾向としては高まっていくことだと思います。その度ごとにかなり上回るこういった引上げ額分を設定されることですね、やはり市民に対する説明責任というところもあろうかと思っておりますので、その根拠というものは、市民がしっかり納得できるようなことを、これは教育委員会としてもですね、やっぱり持っておくべきかなというふうに思います。今後は、ぜひ、よろしくお願ひしたいなと思って、その上では採択にしたいと思っております。

○教育長

ご意見として承ります。質疑、ご意見、ほかにごございませんか。

それでは、討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第70号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第70号 西海市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一

部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第71号 西海市学校給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の制定について」

○教育長

日程第3「議案第71号 西海市学校給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第71号 西海市学校給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の制定について」です。本議案の提案理由ですが、学校給食食材の物価高騰により、現状の学校給食費ではこれまで同様の給食費の提供が難しい状況にあります。保護者負担軽減を図り、安全でおいしい給食の提供を維持するため、児童生徒に係る食材不足額を補助することとし、当該要綱を制定しようとするものです。これにつきましても昨年度もですね、こういった同様の補助金を制定しておりましたが、これは新規の制度ということでご理解を頂きたいと思っております。

2ページ以降が補助金の交付要綱案になります。まず第1条目的ですが、西海市学校給食費物価高騰対策事業補助金の交付に関して、必要な事項を定めるということにしております。その中で、学校給食用物資の高騰する中、給食の質を維持し、保護者の負担軽減を図り、もって安定した学校給食用の物資調達に寄与することを目的としております。この物資を調達するのは学校給食会というふうな形になりますので、おのずとこの補助金については、学校給食会が補助対象の事業者というふうな形になります。

次に第4条補助金の額ですが、市が別に定める給食費補助単価により算出した額又は当該年度の給食食材費の実績額のいずれか低い額とし、給食会が保護者等から徴収する学校給食費との差額を、予算の範囲内で交付するというふうな形にしております。

次に、5条には補助金の交付申請、6条は補助金の交付決定、7条が実績報告、8条が補助金の額の確定、9条が精算、次のページを開いていただいて、10条が補助金の請求及び交付、11条は決定の取消し、12条が補助金の返還、そして13条が補則というふうな要綱の構成になっております。

この告示につきましては、告示の日から施行し、令和6年度予算から適用するというふうにしております。令和6年度予算からというふうになりますので、具体的には4月に提供したその給食費から適用させるというふうな形で考えております。5ページ以降につきましては、各種様式を掲載しております。

11ページを開いていただいてよろしいでしょうか。今回の交付要綱の制定のポイントをまとめております。まずポイント1として、要綱制定の目的ですが、先ほど説明いたしましたとおり、学校給食食材の物価高騰により、現状の学校給食費では、これまで同様の給食の提供が難しい状況にあります。徴収した学校給食費では不足するため、児童及び生徒分の学校給食の材料費に対し補助金を交付する要綱を今回制定するというものです。

ポイント2として対象者につきましては、学校、西海市学校給食会となります。

ポイント3、補助の金額、補助額についてまとめております。4月、5月、6月までの実績値により不足する食材費から算出し、予算額を計上しているところです。児童にあっては、1食当たり37円不足するような形になります。現状、1食当たり250円負担をいただいておりますが、37円不足するという状況です。生徒にあっては、1食当たり54円不足するということです。現状300円の負担で54円不足しております。離島にある江島の生徒によっては1食当たり209円不足している状況です。※印をつけておりますが、補助額の算出対象については、あくまで児童及び生徒のみというふうな形で考えております。児童及び生徒以外の教職員等の不足する食材費については、学校給食費の増額改正を行っております。これについて8月の定例教育委員会において、西海市学校給食費の徴収規則の改正ということで、ご提案をして可決頂いた内容になっております。説明としては以上でございます。

○教育長

議案第71号の説明がありました。質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

はい。補助額の件なのですけれども、6月までの実績値ということですが、今後も、その流通の関係とか中には触れてはいますけれども、その輸送コストの増なども含めてですね、まだ高まる可能性もあります。そうしたときに、実績値と補助額を比べて低いほうということになると、もうこの補助額での算出が上限という形になるわけですね。実際はですね。そうなってくると、仮に年度締めで足りなくなった分については、給食会が負担するのでしょうか、それとも児童生徒の家庭の方の負担になるのでしょうか、その辺の方針は考えていらっしゃいますか。

○教育次長

はい。まず、この補助額の算出根拠で6月までの実績値から算出をしたということで、ご説明したのですが、参考までに7月までのですね、実績値を申し上げますと、小学校で278円、市中学校で342円、江島については506円ということで、6月までの実績値よりも、実際は下がっている状況になっております。ただ今年の夏場以降、特に8月から9月にかけて、お米の値段が上がるなど、まだまだ、その不確定要素がございますので、これについては先ほど北島委員からがおっしゃる上限額という捉え方はあるのですが、今後の動向においては、やはり補助額の増額補正ですね、そういったところを視野に考えなければいけないというふうに考えているところです。ただ、限られた食材費の中で、できるだけ栄養価を担保しながら、これまで同様のですね、給食のメニューを考えていただくというそういった努力をですね、していく必要があるのかなというふうには考えているところです。また、米飯とパン食の提供の回数の変更ですね、これも考えておまして、それに伴う給食の食材費の軽減、要は軽減というのですね、視野に入れていただいております。以上でございます。

○教育長

他に質疑はございませんか。武宮委員、どうぞ。

○武宮委員

はい。そしたら基本的に保護者さんの負担増はないということでもよろしかったでしょうか。また、高騰分をこういった補助金で賄うということを保護者にどのような形で、お伝えするように予定されていますでしょうか。

○教育次長

はい。まず前段のですね、保護者負担が今後増えないのかということですがけれども、実際、その県内の各市町の状況を見てみますと、給食費をですね、完全無償化している自治体もございます。そういった状況の中で、保護者の負担を増やすというのはなかなか難しいというふうな形で考えておりますので、現状の負担以上に保護者負担を増やさない方向で、取り組んでいければというふうな形で考えております。それと保護者への周知方法についてはですね、具体的などころになりますので、学校教育課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○学校教育課長

失礼します。今回の補助額ってということについては、実際は、保護者様は知らない中で、これまでと給食費の支払い額ってのは変わらないので、もう当然分からない状況ではあるのですが、市としてはやはりそれを伝えるべきであろうということで、その文面等もこれから考えていくことになるのですが、学校給食会とも、よく調整を図りながら、高騰部分については、教育委員会の方で補助金の額を決定して、賄うということになります、というような内容になるかなというふうに思っているところであります。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第71号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第71号 西海市学校給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○教育総務課長

はい。すいません。議案第 70 号で北島委員からご質問あっておりました、時間単価の設定の根拠についてです。

○教育長

教育総務課長、どうぞ。

○教育総務課長

市長部局の方に確認をさせていただきましたが、ちょっと明確な回答になるか分からないのですが、市の方針として時間単価は 10 円未満を切上げて設定をするということにしております。今回は時間単価 953 円ですので 960 円ということで決定をしているということです。端数が出ないような、1 円単位の端数が出ないような形で、市の方針として考えているということで回答頂いておりますので、報告させていただきます。

○教育長

そういうことでよろしいですか。

○北島委員

毎回、思っているのですね。引上げの度にですね、今回が非常に大きかった。先ほど言ったように、雇用される労働されている者にとっては良いことではございますけれども、本当に民間は経営圧迫されてきています。最低賃金対象者だけではないのですよね。例えば、そのすぐ上の職員の人が最低賃金の額を下回ることも当然あるので、全部の賃金レベルを変えていかないといけないということになるのです。相当影響が出てくるのですよ。うちが 120 人いて、対象者は十数人だったのですが、それでも年間で 50 万円ぐらいとか、それがぼんぼんと上がるのですよね。どこからも入ってこない部分でですね。だけど、市の場合は運営として交付金が入るってということで、それで賄うのでしょうか、やっぱり今後も 1,050 円とかいうところを目安に進めていくわけですので、どんどんどんどん高くなっていくという前提の中で、ぜひ市長部局に対してこれは市議会みたいな質問といいますか、意見になるのかもしれませんが、しっかりそこは市長部局にも、賃上げの根拠といいますか、基準というのを、市民の皆さんが納得できるような形で進められるように。他の市町がどういうふうを考えているのかも含めてですね、検討の 1 つのテーマとしていただきたいなあと思っています。上がることは良いと思うのですが、すいません。経営の方がですね、その影響を受けますので。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：10月29日（火）午後1時30分から

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前10時25分閉会）

署名

令和 年 月 日

教育委員 _____

教育委員 _____

職 員 _____